

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の二の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
平成二十九年十二月十三日午前十時	大川内叔久	埼玉県三郷市幸房三〇九番地 一グレースハイツ一〇〇二号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館 五三一会議室